

## 甲州市内中央公民館利用ガイドライン（令和4年1月12日改訂）

新型コロナウイルスの感染及び感染の拡大を防止するため、市内中央公民館の利用ガイドラインを策定し、それに基づき施設を開館します。

また、市内及び近隣市町村の感染状況や国及び県からの要請により、ガイドラインは急遽変更することがあります。

### （1）密集の回避

- 入場者を制限することにより混雑度を管理する。
- 時間帯ごとに予約を受け付け、最小の利用時間とする。

#### ○ 利用対象者について

特に制限を設けない。（施設利用者には、新型コロナワクチンの接種を推奨する。）

#### ○ 開放する施設について

甲州市中央公民館、甲州市勝沼中央公民館、大和中央公民館（大和ふるさと会館）の全ての施設とする。

※ 甲州市中央公民館のロビー・ホワイエの一般への貸出しは当面の間不可とする。

#### ○ 利用目的について

各施設の性質に反するものでない限り特に制限をしないが、利用内容がイベント（イベントの定義については別紙を参照。）、に該当する場合は、本ガイドラインに基づく感染防止対策書（感染防止対策を具体的に示したもの）を利用日の10日前までに各中央公民館に提出し承認を受けるとともに、主催者が実施する検査により参加者全員の陰性確認を行ったうえで開催すること。なお、これら感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期の措置を講じること。

また、大きな声で発声を伴う内容の活動については、各種関係団体（例：一般社団法人カラオケ使用者連盟、一般社団法人全日本合唱連盟など）の示している「活動における感染症拡大防止ガイドライン」を遵守する中で、施設を利用すること。

#### ○ 利用人数について

各施設の席数及び広さを考慮し以下の通りとする。ただし、大きな声で発声を伴う内容の活動（コーラス、カラオケなど）については、以下で示した利用人数の半数とする。

#### 【甲州市中央公民館】

- ・ 音楽室 20名
- ・ 2階大会議室 125名
- ・ 2階第1会議室 15名
- ・ 2階第2会議室 12名
- ・ 2階第3会議室 40名
- ・ 3階児童室 8名
- ・ 3階第1研修室 8名
- ・ 3階第2研修室 36名
- ・ 3階工芸室 16名
- ・ 3階茶会室 10名
- ・ 3階料理実習室 22名

#### 【勝沼中央公民館】

- ・ 1階ロビー 15名
- ・ 1階第1会議室 25名
- ・ 2階音楽室 10名
- ・ 2階和室 10名
- ・ 2階第2会議室 15名

### 【大和中央公民館】

- ・まほろばホール 82名
- ・1階研修室1 10名
- ・2階研修室2 30名
- ・2階研修室3 12名
- ・創作室 12名
- ・和室 10名

#### ○ 利用団体数について

午前・午後・夜間の区分でいずれも各フロアにつき、2団体までとする。(入館時間が同時刻にならないよう、調整する。)

同一時間帯に、同フロアに多数の団体が存在しないこととする。

#### ○ 利用時間について

午前・午後・夜間の区分で特に制限は設けないが、最小の利用時間としていただき、利用時間が2時間を超える場合は、1時間毎に10分以上の休憩を設けるとともに、すべてのドアを開放して換気を行うこと。

ロビー、ホワイエなど共用スペースの利用時間は午前9時から午後5時までとし、最大の滞在時間は1時間とする。

### (2) 密接、密閉の回避

□利用者には下記のことを遵守し、利用するよう徹底する。

#### ○ 消毒の実施

利用者は入館時に手指の消毒を実施する。消毒液は利用者が準備する。

#### ○ マスクの着用

利用者は施設利用中、マスクを着用する。(マスク非着用者の施設利用はできない。)

#### ○ 換気設備の利用等

利用中は施設の換気設備を必ず利用し、利用者は施設の入り口及び窓を全て開放して利用すること。(降雨、強風時にも支障の出ない程度に開放することとする。)

降雨、強風により窓の開放が十分に出来ない場合は概ね1時間経過後に10分以上の休憩をとることとする。)

#### ○ 人と人との距離の確保

利用中は、最低1m以上の対人距離を確保して利用すること。また、対面での近距離の会話や発声を控えてもらう。

### (3) その他の感染防止対策

□利用者には下記のことを遵守し、利用するよう徹底する。

#### ○ 体調のチェック

利用団体の代表者の責任において、利用者は来館前に全員検温し、検温・体調確認を行うこと。また、その結果を記入した利用者名簿を公民館に提出すること。なお、下記の症状に該当する場合は、施設を利用することができない。

- ・発熱(例えば平熱より1度以上)や風邪の症状(せきやのどの痛みなど)
- ・嘔吐・下痢、味覚・臭覚障害、だるさ・胸の苦しさ等の症状がある場合

- ・同居親族・身近な人に感染が疑われる方（濃厚接触者含む）がいる場合
- ・過去2週間以内に、自身や同居している方に海外への渡航歴がある場合

○ 利用者の把握等

利用団体の代表者は、1ヶ月程度、参加者の氏名、住所、連絡先などを保管すること。

また、利用内容がイベントに該当する場合は、来場者の着席する座席表を作成し、名簿に明記すること。

作成した名簿については、施設管理者に提出し確認を受けること。（確認後、名簿は返却します。）

イベントを開催する場合は、主催者及び入場者の検査を実施したことがわかる書類を施設管理者に提出し確認を受けること。（確認後、書類は返却します。）

○ 飲食について

施設内の飲食は禁止とする。

○ ゴミについて

利用中に排出したゴミについては、すべて持ち帰ること。

○ トイレの利用について

トイレの利用後は蓋を閉めて汚物を流すこと。

トイレは、利用施設と同フロアのトイレを利用すること。

○ 喫煙スペースの使用制限

一度に利用する人数を減らすため、一人ずつの利用とすること。

（勝沼中央公民館、大和中央公民館は敷地内全面禁煙）

※ 開館時、利用者代表者には、作成したチェック表で確認を行うとともに、同意の署名をお願いする。

※ 施設管理者は、上記事項が遵守されているか利用時間内に立入検査を行う事が出来るものとし、早急に改善できない場合は、利用許可を即刻取り消すことが出来る。また、その場合、納めた利用料の返還は行わないこととする。

※ この利用条件は、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によりその都度変更するものとし、利用者は、当日の利用条件を遵守することとする。

甲州市教育委員会

## 別紙

### イベントの定義について

山梨県からの新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請における「イベント」の定義については、次のとおりです。

- イベントとは、事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～〇時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）を指します。

【参考】令和3年5月14日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

※ 出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントではありません。